

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01425

研究課題名（和文）忘却の利益とプライバシー保護に関する比較法研究

研究課題名（英文）Oblivion and Privacy Protection in Comparative Law

研究代表者

宮下 紘（Miyashita, Hiroshi）

中央大学・総合政策学部・教授

研究者番号：80506519

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、忘却の利益について、インターネットがもたらした新たな課題として比較法を手掛かりに我が国の裁判例や立法動向を整理し、法的構成の在り方を検討した。具体的には、破産者マップ事件やTwitter投稿記事削除請求事件等において、忘却の利益が判断枠組みの中で斟酌されうることを研究成果の一部として論文として公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国の法学研究において、インターネットにおける新たな課題としての忘却の利益に関する研究の地平を拓く観点から、アメリカとヨーロッパにおける動向を比較法研究を行い、我が国の裁判例や立法への枠組みを示す端緒となる研究を行った点に学術的意義を見出すことができる。本研究期間中にはインターネットをめぐる誹謗中傷問題が顕在化し、新たな最高裁判断も示される中、判例分析を行うなど一定の社会的意義を有する内容になったものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research project investigated oblivion in the internet as a new legal challenge with reference to foreign laws and examined the legal landscape based on the Japanese case-law and legislative developments. As a concrete outcome, the articles were published to support a legal interest of oblivion in the bankrupters' mapping case and the Twitter post erasure case.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 情報法 忘れられる権利 プライバシー権 表現の自由 GDPR 通信品位法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

伝統的に、プライバシー権は、法律学において「私生活をみだりに公開されない自由」を意味するものと理解されてきた。その後、いわゆる自己情報コントロール権の理解の提唱により、プライバシー権はコンピュータによる個人データ処理への対応をみせていった。しかし、データ駆動型社会における複雑な個人データの流動性の下では、各人がすべての個人データの流通過程を万能にコントロールすることが難しくなってきた。検索エンジン等を通じて、個人データが拡散され、半永続的にインターネット上に記憶され続けている中で、完全にコントロールできなくなった個人データを事後的に回収するため、人為的な「忘却の利益」の必要性が説かれるようになった。

そこで、2018年5月25日に適用開始を迎えたEU一般データ保護規則（GDPR）は、個人データの収集後に、自らの個人データを削除する権利としての忘れられる権利を明文化した。また、EU司法裁判所は、GDPRが適用される前の2014年5月のGoogle Spain判決において、私人の過去の社会保障費の滞納のニュース記事の検索結果の表示の削除請求をめぐる事案において、「不適切で、関連性がなく、もはや無関係で、過度な情報である場合」、検索結果に含まれる個人データの削除を認めた。これに対し、アメリカでは、忘れられる権利が表現の自由と衝突を招き、ある種の検閲であるとしてEUの忘れられる権利に抵抗してきた。

このようなアメリカとヨーロッパにおけるオンライン上の権利をめぐる衝突を明らかにしたうえで、忘却の利益に関する我が国の立法動向や裁判例を整理し、忘却の利益の法的構成について考察を行う必要が生じ、本研究はこれに取り組むこととした。

2. 研究の目的

本研究は、プライバシー保護をめぐる事例において忘却の利益がどのような法的性格を有し、いかなる要件や効果において裁判においてみとめられうるかについて比較法研究を通して明らかにすることを狙いとしている。そして、アメリカとヨーロッパのプライバシー権の思想をめぐる対立軸の中、我が国におけるプライバシー権の底流にある思想とは何か、そして忘却の利益が必要であるとすれば、それを支える思想とはいかなるものであるのか、という視点をもとに、判例、学説及び立法動向の研究を行うこととした。とりわけ、各国が異なる法制度を有するが、インターネットには明確な国境が存在せず個人データは国境を越えて移転・削除されるため、忘却の利益の射程についても分析を行うこととした。

そして、プライバシーの権利の内実をなすと考えられるようになってきた「忘れられる権利（right to be forgotten）」について、忘却の利益がどのような法的性格を有し、いかなる要件や効果において裁判においてみとめられうるかについて比較法研究を通して明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

日本の最高裁は「公表されない法的利益」をプライバシー保護の対象としているが、EU司法裁判所は事実の「公表（disclosure）」ではなく私生活への「干渉（interference）」を保護の対象としている。この法的利益の違いを切り口として、忘却の利益の法的構成について比較法と国内動向の観点から検討を行った。

そもそも「忘れられる権利」は、2014年Google Spain判決、2017年Manni判決、そして2018年GDPR第17条に遡る。そこで、EUにおける忘れられる権利に関する論文や逐条解説が多く出されており、EUにおいてこの権利の法的性格に関する位置づけを正確に行う必要があるため、EU法における忘却の利益について、上記のEU司法裁判所の判例のほか、欧州人権裁判所やドイツ連邦最高裁判所の判例、さらにJef Ausloos, The Right to Erasure in EU Data Protection Law (OUP 2020)の読解を進めていくこととした。

とりわけ比較法の観点からは、EUにおける忘れられる権利の動向が、EU法とドイツ法との関係でどのような議論が生じているかを分析するため、ブリュッセル自由大学 Christopher Kuner 教授から適宜情報提供を受けるとともに、研究3年目にはKuner教授を日本へ招聘し、忘れられる権利をめぐるEU法とドイツ法との距離についてワークショップを開催した。日本国内については、逆転事件（最判平成6年2月8日）において、「新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益」を認めており、「忘却の利益」（大村敦志『不法行為判例に学ぶ』（有斐閣・2011）185頁）として評価されている。この他の様々な裁判例があり、忘却の利益に関する裁判例（たとえば、東京高判平成18年4月26日、東京地判平成19年12月10日等）を整理し、考察を深めていった。

関連する国際会議等には一部オンラインで参加するなど、最新の判例や学説の状況を把握するように努めた。

4. 研究成果

本研究は忘却の利益について、インターネットがもたらした新たな課題として比較法を手掛

かりに我が国の裁判例や立法動向について整理し、法的構成の在り方を検討した。インターネットには国境が存在しないため、いかに各国の法制度の調和が重要になるかについて、拙論「デジタル政策とプライバシー保護」判例時報 2503 号 (2022) において EU 司法裁判所 Google LLC v. CNIL について解説し、EU 法の忘れられる権利は原則として EU 域内にとどまるが、各国の法制度整備をすれば域外適用が可能であることが示された。また、庄司克宏監訳『ブリュッセル効果 EU の覇権戦略』(白水社・2022) 第 5 章「デジタル経済」の翻訳を担当し、EU 司法裁判所 Google LLC v. CNIL, ECLI:EU:C:2019:772 とともに EU における忘れられる権利が世界的な議論になっている状況を再確認した。

未成年者の権利保護の観点からは、アメリカの児童オンラインプライバシー保護法の執行例 (子ども用アプリの年齢確認を怠ったとして制裁金が科された (US v. Musical.ly, Inc, CDCA, Case 2:19-cv-01439), EU の GDPR における執行例 (たとえば、オランダデータ保護監督機関は、未成年者が利用する中国アプリが英語のプライバシーポリシーのみしか用意していなかったため、未成年者の同意を得るためのわかりやすい説明を欠いていたとして、75 万ユーロの制裁金を科した (Autoriteit Persoonsgegevens, 'TikTok fined for violating children's privacy', 22 July 2021)) などについて研究を行った。日本における学習データの利活用や子ども向けオンラインアプリについても検討を行った。

我が国における忘却の利益の在り方について、憲法及び民事法の学説を整理するとともに、具体的な素材を基に次の事例研究において研究成果の一部を公表した。

1) 事例研究 (破産者マップ事件)

忘却の利益に関するケーススタディとして破産者マップについて検討を行い、拙論「個人情報取扱事業者等の新たな義務」ジュリスト 1551 号 (2020) において次のような指摘を行った。

すなわち、破産者情報を地図上で公開する行為を不適正利用であると評価するのであれば、ここでの被侵害利益を明らかにしなければならない。別言すれば、法令で官報公告が義務付けられている破産者情報について、事業者の再公表による情報拡散に伴う権利利益の (切迫した) 侵害とはいかなるものであるかに関して守るべき権利利益を明確化しなければならない。その上で、破産者情報を利用する理由と破産者のプライバシーに係る権利利益との緻密な比較衡量が求められる。

そして、個人情報保護法の基本原理である個人の人格尊重 (第 3 条) に照らした権利利益の一つとして、更生のため破産者が自らの個人情報をみだりに公開されない利益あるいは、更生を妨げられない利益、私生活平穏の利益、忘却の利益等を有すると解することができる。これを条件として、インターネットが破産者の人格発展と生存への過度な干渉をすることは許されないと認識に立ち、破産者のプライバシーに係る権利利益が破産情報をインターネット地図上に再公表する理由より優越すると整理することは十分に可能であるとの指摘を行った。

2) 事例研究 (Twitter 投稿削除請求事件)

最高裁三小法廷令和 4 年 6 月 2 4 日 Twitter 投稿削除請求判決について考察を行い、拙論「ツイッター投稿記事削除請求事件」判例時報 2540 号 (2023) において次のような判例分析を行った。

Twitter 投稿削除請求判決において「本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき」という等価的衡量を用いた。「明らか」要件が設けられなかった点について、Google 検索結果削除請求平成 29 年最高裁決定にみられた「明らか」要件は、仮処分または差止請求の要件というよりは、むしろ検索事業者の情報流通基盤としての役割・機能に着目したものと言うことができると整理した。そして、プライバシーに属する事実について、紙媒体・グーグル・ツイッターの三者でそれぞれ異なる差止要件で判断され、場合によって媒体により差止の許否について異なる帰結が導かれる、とするのは不合理であると考えられる。そこで、最高裁は、伝統的表現媒体やインターネットの情報流通がもたらす様々なプライバシー侵害の態様及び差止対象について個々の情報媒体の特性に配慮しつつ、本判決が示した事実を公表する理由と事実を公表されない法的利益との個別の等価的衡量を判断枠組みの基本原則として捉えていると解するのが自然であるというまとめをした。

これらの研究成果を残すことができた一方で、本研究を通して新たな立法・裁判の動向が見られ、新たな課題も見つかった。

たとえば、本研究期間中に、EU ではデジタルサービス法が成立し、オンライン・プラットフォームに対し未成年者のプロファイリング広告の禁止等の条項が設けられた。

また、アメリカにおける媒介者責任論については、研究期間中に通信品位法第 230 条に基づくインターネットサービスプロバイダの免責の射程が連邦最高裁において係争されることとなった (Gonzalez v. Google LLC, Docket No. 21-1333)。このような媒介者責任の射程については、アメリカの今後の判決しだいでは新たな議論を呼ぶこととなる可能性があり、本研究として残された課題となった。

応募時点では、新型コロナウイルス感染症を予測できず、予定していた国際会議での発表等を取りやめることとならざるを得なかった。それでもなお、オンラインによる国際会議等を通じて研究成果の一部を公表してきた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宮下紘	4. 巻 2503
2. 論文標題 デジタル政策とプライバシー保護	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 105-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下紘	4. 巻 1551
2. 論文標題 個人情報取扱事業者等の新たな義務	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 36 - 41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下紘	4. 巻 2540
2. 論文標題 ツイッター投稿記事削除請求事件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 95-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 アニュ・ブラッドフォード 著・庄司克宏監訳	4. 発行年 2022年
2. 出版社 白水社	5. 総ページ数 534
3. 書名 ブリュッセル効果 EUの覇権戦略（第5章デジタル経済を担当）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------